

群馬大学大学院保健学実践研究力向上プログラム履修証明プログラム規程

令和 6. 5. 1 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学における特別の課程に関する規則第12条の規定に基づき、群馬大学大学院保健学実践研究力向上プログラム履修証明プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(履修資格)

第2条 プログラムを履修できる者は、群馬大学大学院学則第26条第1項1号から第10号までのいずれかに該当し、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) 3年以上の実践経験を有し、現職場に1年以上勤務していること。
- (2) 現職場からの推薦があること。
- (3) 研究の経験があること、研究に携わる予定があること又は研究への意欲があること。

(履修手続)

第3条 プログラムの履修を希望する者は、当該プログラムが開始する1か月前までに、次の書類に検定料を添え、保健学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 履修申請書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) その他必要と認められる書類

2 プログラムの出願期間は、別に定める。

(履修の許可)

第4条 前条の履修手続を行った者については、保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が履修を許可する。

(履修の開始時期及び期間)

第5条 プログラムの履修開始の時期は、学年の始めを原則とし、履修期間は、2年以内とする。

(検定料及び講習料)

第6条 検定料は、9,800円とする。

2 講習料は、38,250円とする。

3 プログラムの履修を許可された者（以下「履修生」という。）は、指定の期日までに講習料を納付しなければならない。

(既納の検定料及び講習料の返還)

第7条 既納の検定料及び講習料は、特別の事情があると認めた場合を除き、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第8条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて履修生の負担とする。

(授業科目の単位認定)

第9条 プログラムに含まれる授業科目について、その単位の修得を希望する者は、科目等履修生としての出願手続を行うものとする。この場合、入学料、検定料及び当該授業科目にかかる授業料は、これを徴収しない。

(履修許可の取消し)

第10条 履修生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が履修の許可を取り消すことがある。

(履修証明書等の交付)

第11条 履修証明書は、研究基礎編15時間、研究応用編15時間、特別セミナー22.5時間及び英語24時間の計76.5時間以上履修した者に交付する。

2 履修証明書の再交付は、プログラムを修了した者からの申出に基づき行うものとする。

(履修の中止)

第12条 履修生は、履修期間中に履修を中止しようとするときは、研究科長を経て、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、群馬大学の諸規則を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。